

青森県報

第二千三百八号

平成十六年
三月三十一日
(水曜日)

規 則

青森県特別児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県特別児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県特別児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例(平成十六年三月青森県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第二条 条例第二条の規定による貸付金の償還未済額の一部の償還の免除を受けようとする者は、償還免除申請書(別記様式)に次条第一項各号のいずれかに該当する旨を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(免除の基準及び額)

第三条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

- 一 条例第二条に規定する者(以下「借主」という。)の前年(当該申請があつた日(以下「申請日」という。))の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の所得(児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第三条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定により計算した所得をいう。)(が同令第二条の四第一項に定める額に満たないとき。
- 二 借主が死亡したとき。
- 三 借主が国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)別表に定める障害の程度に該当する障害を有するとき。

2 前項の規定にかかわらず、借主と連帯して当該貸付金に係る債務を負担した者が当該貸付金の償還未済額を償還することができるものと認められるときは、貸付金の償

目 次

規 則

青森県特別児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則……………(みらい課も)……………一

告 示

青森県営スケート場のスケート靴、ロッカー、食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正……………(教育庁スポイツ健康課)……………二

公 告

土地改良事業計画変更の認可……………(農村整備課)……………二
建設業者の許可の取消し……………(十和田県土整備事務所)……………三
右 同……………(鯉ヶ沢県土整備事務所)……………三

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則……………(職員福利課)……………三
学校以外の教育機関に置く職の特例に関する規則……………(同)……………四
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………(スポーツ健康課)……………五
青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課)……………五

還未済額の償還を免除しない。

3 条例第二条の規定により免除することのできる額は、次の各号に掲げる免除の事由の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 死亡又は精神若しくは身体の著しい障害 申請日の属する月の翌月以後に支払期日が到来する償還未済額の二分の一以内の額

二 所得の状況 申請日の属する月の翌月から翌年の七月まで（申請日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、その年の七月まで）の間に支払期日が到来する償還未済額の二分の一以内の額
（決定の通知）

第四条 知事は、前条の規定により貸付金の償還未済額の償還を免除するかどうかを決定したときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

別記様式（第2条関係）

青森県知事 殿 住 所 氏 名 年 月 日

特別児童扶養資金償還免除申請書

次のとおり特別児童扶養資金の償還未済額の償還免除を受けたいので、青森県特別児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則第2条の規定により申請します。

償 還 未 済 額	円
償 還 免 除 を 受 け よ う と す る 額	円
償 還 免 除 を 受 け よ う と す る 理 由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

告 示

青森県告示第二百二十八号

昭和六十年八月十日青森県告示第六百二十三号（青森県営スケート場のスケート靴、ロッカー、食堂施設及び売店施設の使用料の額）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中「三百十円」を「三百四十円」に、「百五十円」を「百六十円」に改める。

附 則

1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

公 告

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、八戸平原土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十六年三月二十三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理



建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社安江設備
- 二 代表者の氏名 安江 福丞
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字膳前八五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四六二五号
- 五 取消年月日 平成十六年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 鱈ヶ沢興業有限公司
- 二 代表者の氏名 太田 正光
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鱈ヶ沢町大字釣町三三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第七〇〇〇一一号
- 五 取消年月日 平成十六年三月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、舗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中

県立学校課	特別支援教育室
県立学校課	特別支援教育室
県立学校課	特別支援教育室 全国高等学校総合文化祭準備室

を

第八条第二十一号中「日本育英会支部並びに定時制課程」を「定時制課程」に改め、同条第三十八号の次に次の一号を加える。

(全国高等学校総合文化祭準備室)

三十九 全国高等学校総合文化祭の開催に関すること。
第九条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 県立三沢航空科学館に関すること。

第九条の二第十六号中「日本体育・学校健康センター支部」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

第十二条の三の見出し中「分課」を「グループ」に、「分掌事務」を「所掌事務」に改め、同条第一項中「に総務課、調査第一課、調査第二課、調査第三課及び資料課」を「の所掌事務を分掌させるため、グループ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 埋蔵文化財調査センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 埋蔵文化財の発掘調査の企画及び実施に関すること。
 - 二 埋蔵文化財の研究及び発掘調査報告書の刊行に関すること。
 - 三 出土品その他の資料の整理、保存及び活用に関すること。
 - 四 埋蔵文化財の調査及び保存に関する研修等市町村の支援に関すること。
 - 五 埋蔵文化財に関する情報の収集及び埋蔵文化財保護の啓発に関すること。
 - 六 公印の保管並びに文書類の收受、発送及び保存に関すること。
 - 七 所属職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
 - 八 施設設備の管理に関すること。
 - 九 予算、決算及び物品の出納に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に関連した必要な事務の処理に関すること。

第十二条の三中第三項及び第四項を削る。

第十三条中「課」の下に「又は埋蔵文化財調査センター」を加える。

第十四条第二項中「学校施設課、生涯学習課」を「学校施設課」に改め、「県立学校課」の下に「生涯学習課」を加える。

第十五条を削り、第十五条の二を第十五条とする。

第十六条第一項中「第十九条」を削る。

第十六条の四第一項中「県立学校課特別支援教室」の下に「、県立学校課全国高等学校総合文化祭準備室」を加える。

第十七条の三の見出し及び同条第一項中「及び埋蔵文化財調査センター」を削る。

第二十一条第一項中「第十七条」を「第十六条まで及び第十六条の三から第十七条の二」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第十六条の二及び第十七条の三に規定する職は、事務職員、技術職員、指導主事又は社会教育主事をもって充てる。

第二十二条第一項中「前十五条」を「前十四条」に改める。

別表第一スポーツ健康課の項の前に次のように加える。

教育政策課	企画調整報道監	重要な施策の推進に関する企画及び調整、広報及び広聴に関する連絡調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
-------	---------	---

(青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十一年一月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「事務局のスポーツ振興局長、理事」を「理事」に改め、同条第十九号中「日本体育・学校健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

第三条第一項第六号中「日本体育・学校健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

(青森県立図書館組織規則の一部改正)

第三条 青森県立図書館組織規則(昭和三十一年五月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十四項までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

学校以外の教育機関に置く職の特例に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

学校以外の教育機関に置く職の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校以外の教育機関（以下「教育機関」という。）に置く職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職及び身分）

第二条 教育機関に特に必要があると認めるときは、次の職を置く。

一 理事

二 参事

三 総括副参事

四 副参事

2 前項に規定する職には、事務職員をもつて充てる。

（職務）

第三条 理事は、特に命ぜられた重要な事項を総括整理する。

2 参事は、特に命ぜられた事項を総括整理する。

3 総括副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事項に関する企画、調査及び立案に参画する。

4 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に参画する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県立学校学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十二万四千円」を「二十一万九千円」に、「十五万七千円」を「十五万四千円」に、「二十八万五千五百円」を「二十八万円」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁内一般
各出先機関
所轄教育機関

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程（昭和四十二年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

第八条に次の一項を加える。

2 前項各号に定めるもののほか、特に旅費の調整が必要と認められる場合の調整基準は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭